【OKaBe 大宮進学塾】　通塾規約

この規約は、OKaBe 大宮進学塾に通塾する生徒およびその保護者を対象に必要な事項を定める。

第１条　＜定義＞
（１）「当塾」とは、「OKaBe 大宮進学塾」をいう。
（２）「塾生」とは、本規約にご同意の上、当塾の指定する方法でご入塾をいただき、当塾が入塾を承諾したお子様をいう。
（３）「お客様」とは、塾生およびその保護者をいう。
（４）「中途退塾」とは、お客様の意思で退塾することをいう。
（５）「退塾処分」とは、当塾の意思で退塾していただくことをいう。

第２条　＜入塾・契約期間について＞
（１）お客様は、入塾のお申込みにあたり、本規約を遵守し、当塾が求めるお客様の情報を虚偽なく登録するものとする。
（２）「OKaBe 大宮進学塾入塾申込フォーム」入力の「入塾日」より当塾へ入塾となる。
（３）契約期間は、学校学年での中学３年生の３月末日までとする。
※ ただし、当塾とお客様の双方の合意により、高校生以降も指導を行える場合がある。

第３条　＜指導について＞
（１）当塾は、「塾生」のために、難関高校合格を目指した学習指導・進路指導等の指導を提供する。
（２）指導日時・開室時間は、「指導時間・指導料のご案内」・「月間カレンダー」に記載の通りである。
（３）季節講習（春期講習・夏期講習・冬期講習）の受講も必須とする。
（４）当塾が「やむを得ない」と判断できる欠席（＝学校の宿泊行事中・自分が出場する公式大会やコンクール・体温 38℃以上などの明らかで勉強に集中できないほどの体調不良）の際は、当塾の可能な限り、追加費用なく欠席分のフォローを行う。
（５）（４）の「自分が出場する公式大会やコンクール」とは、練習試合や、応援などの自分が出場する前後の時間は含まない。
（６）当塾が「やむを得ない」と判断できない欠席に関しては、「欠席対応費」を請求の上、当塾の可能な限り、欠席分のフォローを行う。
（７）感染症法の対象となる感染症による欠席等の対応は、医療機関の指示を踏まえ、当塾が対応を判断する。
（８）第９条の模擬試験は必須受験とする。詳細は、第９条に記載の通り。
（９）しっかりと表情を見て指導を行うため、塾内でのお子様のマスク着用は禁止とする。

第４条　＜休校・休講について＞
（１）気象状況・塾長のけがや病気などの事情で、当塾の判断にて急遽、休校・休講を行う場合がある。
（２）（１）の場合は、追加費用なく振替授業を実施する。ただし、ご家庭の判断で欠席の場合は、その理由が気象状況であったとしても、「欠席対応費」を請求の上、当塾の可能な限りのフォローの実施となる。

第５条　＜諸経費について＞
（１）当塾へ支払う諸経費は「指導時間・指導料のご案内」に記載の通りとし、当塾の指定する方法で支払うこととする。
（２）「指導時間・指導料のご案内」は年度毎に改定する。ただし、塾生の状況や社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても変更する場合もある。

第６条　＜中途退塾について＞
（１）中途退塾は、保護者より退塾を希望する月の前月 10 日までに塾長に申し出ることでできる。
例：5 月分から退塾をしたい場合は、4 月 10 日までに申し出る必要がある。4 月 10 日を過ぎてしまった場合、5 月分の費用は頂戴し、6 月分以降の請求はしない。なお、費用が発生しているうちは通塾する権利があるため、返金は行わない。
（２）日割精算等による返金を含めた一切の返金も行わない。

第７条　＜クーリング・オフについて＞
「OKaBe 大宮進学塾入塾申込フォーム」に入力した日より起算して 8 日以内に書面にて入塾取り消しの届け出があった場合は、納入金を全額返還する。また、その際、違約金や手数料等の請求はない。

第８条　＜退塾処分について＞

当塾は、お客様が以下のいずれかに該当する場合、当該お客様に事前に何ら通告することなく塾生契約を解約し、退塾したものとする。

（１）「OKaBe 大宮進学塾入塾申込フォーム」への入力事項に虚偽の申告があり、当塾の依頼から１週間以内に修正しない場合。

（２）諸経費の納入が遅れ、滞納が３か月分となった場合。

（３）犯罪行為・非行行為・本規約に反する行為等があり、当塾が、当塾のお客様とすることを不適当と判断する場合。

（４）当塾の指導に従わず、他の塾生の学習等の妨げとなり、当塾が、当塾のお客様とすることを不適当と判断する場合。

（５）当塾のルールや指導のお願い・指導方針等にご理解・ご協力いただけず、当塾が、当塾のお客様とすることを不適当と判断する場合。

（６）当塾に、当塾が過度と判断する要求を行い、当塾が、当塾のお客様とすることを不適当と判断する場合。

（７）当塾から保護者へお送りした LINE の「既読」が５日以上つかず、当塾が、塾生の指導に差し支えなくご家庭への連絡を行うことが困難だと判断する場合。

（８）中学生の学習内容での「単元確認テスト」や「中期まとめテスト」での得点が５割未満の状態が続き、当塾が、当塾の指導に従った学習改善が見られないと判断する場合。

第９条　＜模擬試験について＞

（１）以下の模擬試験は、当塾が受験必須とした回次は必ず受験するものとする。

中１・中２　駿台学力テスト（以下「駿台模試」とする）

中３　駿台高校受験公開プレテスト・駿台高校受験公開テスト（以下「駿台模試」とする）

中 1〜中３　北辰テスト

（２）（１）に記載の模擬試験は、原則、自分が出場する大会やコンクールなどよりも優先して受験してもらう。ただ、状況により振替対応ができる場合があるので、大会やコンクールと模擬試験の日程が重複したことが分かった時点で当塾に相談すること。

（３）（１）の申し込みは、当塾が代行で申し込む場合と、保護者が申し込む場合があり、いずれの方法で申し込むかは当塾が指定する。

（４）（３）において当塾が代行で申し込む場合は、受験料は、「駿台模試」や「北辰テスト」の実施月の月指導料と合算で請求する。

（５）「駿台模試」や「北辰テスト」を何らかの理由により受験しなかった場合、いかなる理由であっても（４）の返金はしない。

第１０条　＜その他の事項について＞

（１）本規約は予告なく変更する場合があり、変更後は、当塾 HP の規約を更新することで新しい規約が適用される。

（２）当塾内及び通塾中や食事の買い出し中など、盗難や事故・けが・病気などが発生した場合は、保護者への連絡や応急処置等はできる限りするが、当塾で一切の責任は負わない。

（３）当塾内の物品・備品を破損させた場合は、故意・過失に関わらず、塾生やその保護者に弁償してもらう場合がある。

（４）塾生のテスト結果（得点や偏差値等）、合格校や進学校、塾での様子は、塾生の氏名や写真を含まない場合は、塾生またはその保護者の了承を得ずに、掲示や当塾のホームページ・広告物等で公表する場合がある。

（５）塾生のテスト結果（得点や偏差値等）、合格校や進学校、塾での様子は、塾生の氏名や写真を含む場合は、塾生またはその保護者の了承のもと、掲示や当塾のホームページ・広告物等で公表する場合がある。

（６）塾生のテスト結果（得点や偏差値等）は、塾生またはその保護者の了承を得ずに、塾生向けにランキング等の方法で知らせる場合がある。

（７）「中途退塾」「退塾処分」となった「元」塾生の（４）〜（６）は、退塾後も使用する場合がある。

（８）当塾のお客様との連絡手段は LINE を用いる。LINE 以外での連絡を希望する場合は入塾時に相談が必要。

（９）「保護者」が入塾手続きを行う場合を除き、「お客様」の塾内でのスマホの利用は禁止とする。

制定年月日　2024 年 3 月 20 日

最終改定日　2026 年 11 月 12 日